

安全利用五則

自転車

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。

歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

道路交通法第17条第1項及び第4項、同法第17条の2
同法第18条第1項、同法第63条の4第2項

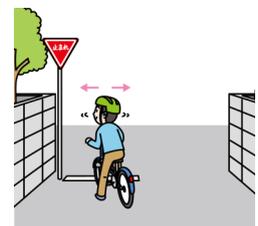
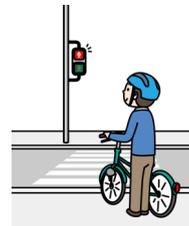


交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。

道路交通法第7条、同法第43条



夜間はライトを 点灯



夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

道路交通法第52条第1項、
同法第63条の9第2項、
道路交通法施行令第18条第1項第5号

飲酒運転は禁止



酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

道路交通法第65条第1項

ヘルメットを 着用



自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

改正後の道路交通法第63条の11